



平成25年度
第1回

研修会のしおり

日時 平成25年8月3日(土)
午後1時～午後5時
場所 霞城セントラル 3F
大会議室

研修テーマ

「いま、憲法とは何かを改めて考える

——職業(Beruf)としての司法書士に寄せて——」

山形県司法書士会

平成25年度 第1回研修会

平成25年8月3日(土)

研修の時間表	
時間	内容
12:30~13:00 (30分)	受付
13:00~13:30 (30分)	開会式
13:30~15:00 (90分)	「いま、憲法とは何かを改めて考える—職業(Beruf)としての司法書士に寄せて—」 【講師】 水島朝穂 先生
15:00~15:10 (10分)	休憩
15:10~17:00 (110分)	「いま、憲法とは何かを改めて考える—職業(Beruf)としての司法書士に寄せて—」 【講師】 水島朝穂 先生 *質疑応答
17:00~ (5分)	閉会式

※ 研修会アンケートを回収します。

※ 15分以上の遅刻または早退については単位付与しません。

※ 研修会場：禁煙、携帯電話の使用禁止（携帯電話：電源を切るか、マナーモード）

いま、憲法とは何かを改めて考える

—職業(Beruf)としての司法書士に寄せて—

2013年8月3日・山形司法書士会／水島朝穂・早稲田大学法学学術院教授

<http://www.asaho.com/>

はじめに一憲法を考える「モノ」語りから

1. 「憲法とは何か」を曖昧にして、「変える」「変えない」を議論できるのか

- ・憲法は「みんなで守る大切な決まりではない」—憲法はwhom「守らせる」もの
- ・「立憲主義」とは何か—人権保障（個人の尊重）と権力分立（水平＋垂直）
- ・憲法にもっと主体的に向き合おう—「じっちゃんのじっちゃん…」の不断の努力
- ・憲法を守るのか誰なのか—憲法99条に「国民」が含まれていない深い意味
- ・「切り札としての人権」（13条）と「切り札としての地方自治」（95条）
- ・「平和」や「安全保障」について憲法で定めるとはどういうことか？—9条の真価

2. 憲法をめぐる「いま」を診る

- ・「民意だから」（民主主義）と「民意にもかかわらず」（立憲主義）
→「民意」「国民主権」を理由に96条のハードルを下げる議論について
- ・人権とは何かをめぐる混乱—「元カレによる人権侵害」と「被害者の人権」？
- ・「健康で文化的な最低限度の生活」（25条）はどうなっているか
- ・結婚のかたち、家族のかたち—刑法200条（1973）と民法900条4号但書（2013）
- ・「ねじれ」とは何か—参議院不要論について
- ・たかが裁判所、されど裁判所—「司法制度改革」の検証に向けて

3. 「まず96条から」という改正論はどこが問題か

(1) 憲法改正に必要な「三つの作法」

(a) 変える側に高い説明責任, (b) 十分な情報開示と自由な討論, (c) 熟議の時間

(2) 安倍晋三氏の改憲論（朝日新聞社『論座』2004年3月号拙稿参照）

- ・「占領下で制定された憲法だから」論
- ・「制定から60年以上たって現実に合わない」論
- ・「我々の手で憲法を作ることによって時代（未来）を切り開いていける」論
- ・「とりあえず96条から」論→「96条先行改憲」→「96条潜行改憲」

(3) 自民党「日本国憲法改正草案」へのそもそもの疑問

- ・立憲主義不在の憲法改正論
- ・「権力にやさしい憲法」へー権力制限規範から、国民の行為規範への変質
- ・「常に公益及び公の秩序に反し」ない自由，人権とは
- ・憲法改正手続の緩和ー「三分の二から過半数へ」軽くすることの重い意味
- ・中央集権的地方「分権」への地方自治の変質
- ・国防軍と軍法会議(審判所)
- ・緊急事態法制はおもちゃではないー自覚なき権力思考(嗜好)

4. 職業(Beruf)としての司法書士

- ・マックス・ウェーバー『職業としての政治』
- ・司法書士法第1条「国民の権利の保護」の意味
- ・司法書士も「7者」(学・役・芸・易・医・武・記)であれ!
- ・「水島朝穂の平和三原則」

むすびーいま、憲法について改めて考える意味(立憲か壊憲か)

【プロフィール】

1953年、東京都府中市生まれ。83年札幌学院大学助教授，89年広島大学助教授を経て，96年より現職。憲法，法政策論。法学博士。99年～00年ボン大学で在外研究。憲法理論研究会(創設者・鈴木安蔵)前代表，全国憲法研究会運営委員ほか。単著『現代軍事法制の研究』日本評論社，『憲法「私」論』小学館，『18歳からはじめる憲法』法律文化社，『時代を読む』柘植書房新社，『この国は「国連の戦争」に参加するのか』高文研，『同時代への直言』同，『東日本大震災と憲法』(早大出版部)ほか。最新刊『戦争とたたかうー憲法学者・久田栄正のルソン戦体験』(岩波現代文庫，6月刊)。編著『憲法裁判の現場から考える』成文堂，『平和憲法の確保と新生』北海道大学出版会，『現代立憲主義の認識と実践』日本評論社，『長沼事件・平賀書簡』同，『ヒロシマと憲法』法律文化社，『オキナワと憲法』同，『改憲論を診る』同，『世界の「有事法制」を診る』同ほか。共著『改憲は必要か』岩波新書，『有事法制批判』同，『沖縄・読谷村の挑戦』岩波ブックレット，『3.11と憲法』日本評論社，『改憲の何が問題か』岩波書店ほか。NHKラジオ第1放送「新聞を読んで」レギュラー14年間(2011年番組終了)。ホームページ(「平和憲法のメッセージ」<http://www.asaho.com/>)

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing.

「法律に携わる者として憲法を理解するのは当然だ」という認識が定着する一方で、私たち司法書士の日常業務や活動の中で憲法を活かす視点を欠かしてはいないか、自己を顧みる作業は十分でできているだろうか。憲法記念日を最善の機会として、私たち司法書士の日常業務とも関連する諸問題について改めて憲法の視点で考察し、議論を深めてみたい。(月報発行委員会)

司法書士と憲法—何が問われているか

早稲田大学法学学術院教授 水島 朝穂

1 31年前の講演会のこと

「司法書士と憲法」。このテーマに筆者が出会ったのは、今から31年前の講演がきっかけだった。

1978年5月17日(水曜)。当時、博士課程院生としてドイツ憲法を研究していた筆者は、東京「中野サンプラザ」で開かれた中野司法書士「水曜会」に、講師として招かれた。当時の手帳を見ると、演題は「憲法と政治の接点—現代民主主義の限界問題について」という何とも硬質なテーマだった。司法書士の方々に、25歳の若造が何を語るか。いささかどころか、かなり不安だった。それと、「なぜ司法書士が憲法なのか」という素朴な疑問が筆者にはあった。だが、依頼してこられた方は、きっぱりとこうおっしゃった。「私たち司法書士は街の法律家です。司法書士試験の科目に憲法がないので、私たちは独自に憲法について勉強しているのです」と。筆者はその熱意に感銘を受けた。そして、当時研究していたドイツの「自由の敵に自由なし」(「たまたかう民主制」)についての理論や制度のこと、1977年「ドイツの秋」(西ドイツ赤軍[RAF]によるテロの嵐)と反テロ立法などについて、ドイツ語文献を並べたレジュ

メを用意して話した。かなり特殊なテーマであったにもかかわらず、終了後の懇親会にまで議論を持ち越し、多くの方が熱心に質問してきた。以来、何度か憲法について話す機会をいただいた。

1983年、北海道の大学に就職が決まったとき、「水曜会」の方々は、筆者のために「壮行会」を開いてくださった。その時のあたたかい励ましは、今も忘れない。この20代の体験が、その後、筆者と司法書士・司法書士会とのさまざまなご縁が生まれるきっかけとなった。

2 憲法28条とプロ野球選手

「司法書士と憲法」というテーマに関わって、ある重要な動きがあった。それは、2002年の司法書士法改正である。この改正で、司法書士試験の受験科目に「憲法」が加えられたのである(6条2項1号)。2003年の試験から実施されている。択一式で、設問数も少なく、試験全体における比重は決して高いものではない。だが、憲法の試験を受けて司法書士になった人たちは、すでに6期に及んでいる。

「司法書士と憲法」というテーマに関わる重要な変化は、同じ法律改正により、目的規定(1条)が「国民の権利の保全に寄

与する」から「国民の権利の保護に寄与する」に改められたことである。「基本的人権の擁護」（弁護士法1条）に少しでも近づきたいという、司法書士の長年にわたる要求が、「保全」から「保護」への変化の背後にある。簡易裁判所の訴訟代理権を与えられた司法書士もまた、「権利の保護」の担い手としての自覚が求められるようになったわけである。

そうしたなか、2004年9月18日（土曜）は、筆者にとって、とりわけ印象深い日となった。この日、横浜で開催された全国青年司法書士協議会第33回全国研修会で基調講演を行うことになっていた。与えられた演題は「司法書士と人権—司法書士に望まれるもの」。プログラムには、主催者により、「司法書士に簡易裁判所の訴訟代理権が付与され、職責が加重された今こそ、基本的人権の擁護を自らの使命とし、自らに問い直すべき時ではないでしょうか」というリード文が掲げられていた。この企画全体を通じて、司法書士のあり方をめぐる若手司法書士たちの問題意識と意気込みを感じた。

この全国研修会が筆者の印象に残っていると書いた意味は、実は当日、「日本プロ野球70年史上初のストライキ」が行われたからである。

その日午前、渋谷駅でスポーツ新聞全紙を買って、横浜行き電車に乗り込んだ。各紙一面には、およそスポーツ紙の印刷工程では使われることのない「ストライキ」という巨大見出しがおどっていた。乗客の視線をいっぱい浴びながら、持参したハサミでスポーツ紙の切り抜き作業をやった。会場に到着するや、予定していた講演内容を変更。「プロ野球選手とストライキ」というテーマから語りはじめた。まさに、憲

法28条の団結権、団体交渉権、団体行動権（ストライキ権）の「労働三権」とプロ野球選手という、私も考えたことなかった組み合わせは、実に興味深いものだった。

「たかが選手」（渡辺恒雄・巨人オーナーの言葉）たちによって組織される「労働組合日本プロ野球選手会」は、1985年、東京地方労働委員会で労働組合としての資格認定を受けた。一、二軍の選手全員が加盟している。組織率100%。会長（当時はヤクルトの古田敦也）の信頼度も抜群だった。もし、団体交渉に応じなければ、不当労働行為となる（労働組合法7条2項）。「たかが」という侮辱的態度で臨めば、団交誠実応諾義務違反となる。正当なストに対して損害賠償を請求することはできない（同法8条）。一人ひとりの選手の声は小さくても、自らの権利を守るために団結したとき、それは法的に保障された「力」となる。選手会が日本プロ野球組織（NPB＝日本プロ野球機構）に対して団体交渉権をもつことは、選手会が行った仮処分申し立てに対して、裁判所もこれを認めた（東京地裁2004年9月3日決定、東京高裁同9月8日決定）。

この時、焦点となっていたのは球団合併問題や新球団の参入問題だった。これらの問題は経営事項であり、組合との団体交渉を義務づけられる事項ではないという主張が野球機構側からなされた。「違法スト」だとして損害賠償を起す根拠にもされた。だが、野球協約79条では、各球団の支配下選手は原則70名までに制限されている。二つの球団が合併すれば、1球団分の選手が契約解除になる可能性が高い。球団合併凍結や必要な措置を協議・検討するように求めることは、選手の労働条件と密接不可分な関係にあり、ストライキ要求としては決して不当ではない。先の東京高裁決定も、

球団合併について「組合員の労働条件に関わる部分は、義務的団体交渉事項に該当する」と判断していた。経営側が球団合併問題を、選手やファンをないがしろにして唐突に決めようとしたところに今回の問題の発端があった。球団合併を交渉事項にのせて、条件闘争に持ち込んだ古田会長の手腕は見事だった。日頃ストライク(strike)を狙う投手たちも、このストライキ(strike)に参加した。スター選手を含めて、すべての選手が一致団結してストを貫徹した。他方、ファンサービスとしてサイン会などをやったことが、このストへのファンの支持を高めることにもつながった。

9月23日、日本プロ野球組織(NPB)と労働組合日本プロ野球選手会は、来季の新規球団参入に向けて、7項目の合意書に調印した。その結果、9月25～26日に予定されていたストは中止された。

経営側の狙いは、当時の「構造改革」的手法を野球界に応用して、球団の削減をはかろうとするものだった。だが、二つの球団を合併すれば、自動的にファンが一つになるわけではない。球団の削減はファンの減少につながる可能性もある。先の見えないプロ野球危機のなか、このストライキがもたらした影響は決して小さくない。経営側から、「ファンの考えを無視して野球界は動かない」と痛感した。いいチャンスをいただいた(阪神社長)という声も出てきた。

球団問題を含めて、さまざまな困難で複雑な問題は残ったが、「日本プロ野球史上初のストライキ」の効果は、選手にもファンにも、そして経営者にも、プロ野球の原点を知らしめる意味があったといえるだろう。「たかが選手」が投げたボールは、すがすがしいストライクだった……。

5年前の講演の前半は、このような話だ

った。

3 「職業としての司法書士」— 多様な活動の可能性

この全国研修会に参加していた神奈川県
のK氏は、その翌月から行動を開始した。
筆者の話聞いて、司法書士として何かで
きることはないか、と真剣に考えた末だっ
た。K氏は、自分の事務所がある市内の公
園や駅地下道などにいるホームレスたちと
語り合うことから始めた。ホームレス支
援のボランティア団体と協力しての相談活
動になっていく。生活保護の申請をすすめ
たり、さまざまな支援の形が生まれていっ
た。多重債務を抱えたホームレスが多いこ
とも気づいた。借金のために家族を捨て
て、逃げてきた人も少なくない。K氏はそ
うしたホームレスの相談活動を続けるなか
で、自己破産の手続きをしたり、あるいは
過払い問題を解決して、生活を建て直す
方向にもっていく手助けもしてきた。K氏
が解決した過払い問題は10件以上。なか
には数百万単位の過払いもあったという。

「多重債務者を減らせば、ホームレスを
減らせる」。これは重要な視点だと思う。
こうした活動をしている司法書士は決して
多くはないが、ホームレスの自立のため
の法律支援の活動は、司法書士の新たな
可能性を感じさせる試みといえよう。

2005年からは、若手司法書士が中心とな
って、「生活保護ホットライン」も全国的
に始まった。弁護士団体は従来から行っ
ているが、司法書士もこうした活動に加
わってきたことは大変頼もしいことである。

また、当番弁護士制度に加えて、司法書
士会が「当番司法書士」の活動も始めて
いる(静岡県司法書士会O氏のブログ参照)。
会社設立から未成年後見、破産、アパート

明け渡し、ヤミ金、相続など、多様な相談が寄せられるという。

さらに2008年秋の金融・経済危機以降、「派遣切り」という言葉に象徴的に示されるような、雇用形態の不安定な人々の問題が深刻化している。非正規雇用者に対する権利保護を格段に高める必要がある。少なくとも登録型派遣の禁止は不可欠である。安定した職をどう確保していくか。「食の安全」だけでなく、「職の安全」も求められている。憲法27条（勤労の権利）を基礎に置いた新たな規制が求められる所以である。派遣切りにあった人々に対する支援活動には、司法書士も参加している。

また、地方、医療（特に小児科、産婦人科、救急医療）、福祉といった、「構造改革」で最もダメージを受けた分野の「復興」も緊急の課題である。憲法25条の存在意義はますます高まっているといえよう。

日本の津々浦々で、「構造改革の荒野」からの「復興」のため、司法書士に対する社会的要請はますます増えていくだろう。

他方、「職業としての司法書士」という面からみれば、司法書士として収入を得て、生活を安定させることももちろん重要である。日々の業務をきちんとこなし、依頼者の信頼を得る。これは司法書士であることの前提であろう。同時に、「職業として」

(als Beruf) というとき、Beruf という言葉には「使命」という意味も含まれている。マックス・ウェバーが「職業としての政治」（脇圭平訳、岩波文庫）で喝破したように、権力を本質的属性とする政治の実践者たちが備えていなければならない資質や覚悟というものがある。司法書士が「権利の保護」のための活動を創造的・積極的に展開していくという場合、そこには同じような意味での Beruf があるのではな

いだろうか。

4. そもそも憲法とは何か—「疑の技」

日頃、多くの司法書士にとって、憲法は遠い存在かもしれない。5月3日前後の雑誌特集（本誌も同様）を読む程度というのも正直なところだろう。だが、ちょっと立ちどまって、憲法それ自体についての認識を深めてもらいたい。その際のキーワードは「歴史」と「記憶」である。

憲法には、歴史上のさまざまな経験と失敗の蓄積の上に、そこから引き出される一定の教訓が、ある程度体系的に、抽象的な文言を駆使して表現されたものという一面がある。そこには、本質的に「疑の技」が仕込まれている、と筆者は考えている。この世に「よい政府」というものは決して存在しないから、「疑の一字を胸間に存し、全く政府を信ずることなきのみ」。「東洋大日本国憲案」を起草した、南国土佐の自由民権運動の理論家、植木枝盛の言葉である（『植木枝盛撰集』岩波文庫）。

「よい政府」、つまり「よい権力者」は存在しない。アメリカ建国の父、トーマス・ジェファソンがいうように、信頼は常に「専制の親」であるから、猜疑心を持ち続けることが大事なのである。逆にいえば、市民の「疑いの眼差し」に晒されている限り、政治権力は暴走と墮落を免れる可能性が高くなる。つまり「よい政府」は存在しないが、それに接近することはできる。そのための最良の方法は、権力者が市民の猜疑心に晒され続ける仕組みが安定的に存在することである。

人間は誤りをおかし、それを忘れる。そしてまた誤りを繰り返す。だから、過ちをおかしても、修正がきくようにしておくこ

と、あるいは、できるだけ誤りをおかさないように、さまざまな工夫を凝らすこと、さらには、誤りが起きた場合への対応・復旧策をあらかじめ準備しておくことなどが求められる。憲法というのは、そうした役回りを果たしているとはいえないか。

その点、ヒトラーとスターリンの暴虐を体験した戦後（西）ドイツは、憲法（基本法という）のなかに、それらの教訓を徹底して（ある意味では過剰なまでに）書き込んでいる。直接民主制への否定的評価、大統領制の形式化、「自由の敵に自由なし」の「たたかう民主制」の採用、等々である。

ドイツにはないが、大統領制を採用する国々にみられる、より一般的なものの一つ挙げるとすれば、それは「三選禁止」条項だろう。大統領任期を二期までとするという制度設計について、「なぜ三期はいけないのか」と問われれば、憲法は直接的な答えを用意してくれない。ただ、長期政権は腐敗するという経験知をもとに生み出された工夫ということではできよう。

「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対的に腐敗する」（ジョン・アクトン卿）という言葉通り、トップの任期を定めない国の最終的な到達点は「世襲」しかない。「人気があっても任期で辞める」。この原則を破る国々が、近年増えている。いずれにおいても国民投票で圧倒的な支持を受けているからやっかいである。ベラルーシ（白ロシア）や、最近では南米ベネズエラやボリビアなどで、国民投票により、大統領の三選禁止条項が廃止されている。直近では、3月18日、旧ソ連の産油国、アゼルバイジャンで国民投票が行われ、9割の国民の支持で、大統領の三選禁止条項が廃止された。これにより、アリエフ大統領は「終身大統領」となる道が開けたという⁶。

憲法というのは、誤りをおかす可能性があり、かつ「忘れる」という人間の本性を熟知した上で、さまざまな「過ち」や「誤り」を体系的に整理・分類して、権力担当者に対してそれらの「記憶」をバックに「命令」として突きつけたものといえる。市民に対しても、常に「記憶」を呼び起こすよう求めている。

「疑の技」を発揮させる上で大切なことは、市民が「忘れない」（想起する、心に刻む、erinnern）ことだろう。「大衆の受容能力は非常に限られており、理解力は小さいが、そのかわりに忘却力は大きい」。これは、独裁者アドルフ・ヒトラーの「わが闘争」にある文章である（平野一郎・将積茂訳〔角川文庫〕上巻）。「忘却力」は原文では「Vergesslichkeit」となっている。辞書には「健忘（症）」「忘れっぽさ」とある。ナチスが行ったような「宣伝」に乗せられないためにも、「忘れない」ということに特別の努力が求められる所以である。

憲法12条が、「この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と定めているのは、そのためである。憲法とは、人間の本性や習性を十分に踏まえた、「記憶引き出し装置」の役回りも演じている。

市民は、素朴な「疑」の心を大切に、常に問い続けること。そうすれば、「偽装」を見抜く知恵と「技」を磨くことができる。司法書士の創造的な活動もまた、このような憲法の役割を十分踏まえた上で行われる必要があるだろう。

【付記】筆者のホームページ (<http://www.asaho.com/>) のバックナンバーを用いた箇所がある。

（みずしま・あさほ）

法・律・時・評

東日本大震災と憲法

—被災地で考えたこと

水島朝穂

1 大震災の現場へ

筆者は4月最終週、東北の被災地に滞在した。ルートは、郡山市の避難所から、「計画的避難区域」の飯館村、深刻な津波被害も受けた「緊急時避難準備区域」の南相馬市へ。県道相馬浪江線を南下すると、すぐに警察車両に行く手を阻まれた。立て看板には「災害対策基本法により立入禁止」とある。写真を撮ろうと近づくと、広域応援の警視庁第3機動隊員から執拗な職務質問を受けた。私が現地入りする5日前に、福島第一原発20キロ圏が、災害対策基本法63条に基づく「警戒区域」に指定されていたのである。迂回を重ねながら、国道6号（陸前浜街道）を北上し、宮城県石巻市に向かう。女川町では、東北電力女川原発内に入り、所長代理と副所長から、原発内に避難した住民のことなどについて直接話を聞いた。そして、南三陸町、気仙沼市、岩手県陸前高田市、大船渡市、釜石市、最後は大槌町吉里吉里地区まで行った。走行距離は800キロを超えた。

今回の取材は、郡山の知人がコーディネートしてくれたものである。地震で陥没した道路、日々変わる通行止めの箇所、復旧作業による突然の片側交互通行と渋滞。倒壊した建物の合間をぬうように車を走らせ、筆者を安全に現場に導き、人々に会わせてくれたのは、「案内はこの人に！」と知人が太鼓判を押した白土正一氏である。現住所は郡山市「ビッグパレットふくしま」（双葉郡富岡町と川内村住民の避難所）。昨年3月まで富岡町生活環境課長を務め、同町の原発安全対策の実務責任者だった。原発の所長クラスとも顔見知りである。定年退職後、新しい仕事を始めようとしていた矢先の震災だった。長い道中、白土氏から、東北地方と福島の原因、そして原発と自治体をめぐるさまざまな問題、復旧・復興に向けた課題などについて「集中講義」を受けることになった。

2 大震災後の憲法記念日に

3月11日、この国はマグニチュード9.0の大地震と巨大津波、それに原発事故を加えた「複合的カストロフ（大災害）」に見舞われた。被災地域は太平洋沿岸の南北600キロにわたり、死者・行方不明者は2万3636人とされている（6月5日現在）。この地震・津波災害からの復旧・復興と、原発事故の収束と放射能汚染問題の解決には、難しい対応と配慮が求められる。白土氏はいう。「地震・津波の被災者たちは『がんばろう』『復興へ』と言われれば力がわいてくるが、福島原発周辺の避難民にはそれがない。生きる気力が失われ、落胆が絶望に変わりつつある」と。原発事故により、生活の先が見えないことへの不安感と焦燥感が生まれている。「それを少しでも改善するには、金銭的な手当てしかない」と白土氏は強調する。「東北の復興」と一律に言えない複雑な問題がそこにある。

被災地から戻るとすぐ、震災後初の憲法記念日がやってきた。新聞各紙の社説はいずれも、東日本大震災と憲法との関係について触れている。「朝日新聞」5月2日付には、2人の著名な憲法研究者の談話が掲載されていた。その一人はいう。

「今回の大震災は東京が焼け野原になった敗戦のダメージに匹敵する事態だ。…憲法に盛り込まれた生存権は、当時衣食住が不足する中で国の理念を掲げたことで、戦後復興を果たす役割を担った。再び国民ががれきの中にいる今だからこそ、生存権が光り輝いているのではないか」（高見勝利氏）。市街地が壊滅した南三陸町や陸前高田市の「がれきの中」から帰宅したばかりの筆者に、この言葉は重く響いた。施行64年目にして、憲法と生存権への新たな眼差しを感じた。

他方、もう一人はいう。「憲法はドラえもんのお宝ではない。生存権をどこまで実現すべきかは、憲法からはなかなか導き出せない話。生存権

を実現するための制度というのを、まず国会が決めてくれればそれが話のとっかかりになる。…国会の場で十分議論して、最低限の生活再建までは面倒をみるべきではないか」(長谷部恭男氏)。憲法の守備範囲を明確にするという観点からは、「〔制度の〕運用の仕方がおかしい。…制度と制度の整合性が取れていない」(同)という時こそ、憲法の出番ということだろう。憲法の一般論として言えばその通りである。「ドラえもん」のポケットの例えも、憲法への過剰期待(憲法への過剰負荷)を回避する問題意識からのものだろう。

筆者自身は、憲法施行64周年の直前に起きた大震災の現場で、また帰宅後も頭にその鮮烈な光景が蘇るなかで、憲法の役割はどこにあるのか、憲法研究者は何ができるのか、何をなすべきなのかと悩み、考え続けている。

3 復興への課題——憲法からの視点

憲法の視点から、復興に向けた課題について、若干の点を指摘しておきたい。

第一に、大震災の現場では、生活再建以前の状態にある被災者が多数存在していることである。災害救助法23条に「救助」の種類が10項目列挙されている。即ち、(1)収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与、(2)食品の給与と飲料水の提供、(3)被服・寝具など生活必需品の給与・貸与、(4)医療・助産、(5)被災者の救出、(6)被災住宅の応急修理、(7)生活上必要な資金、器具等の給与・貸与、(8)学用品の供与、(9)埋葬、(10)政令で定めるもの(死体の捜索・処理、住宅周辺の瓦礫の除去(災害救助法施行令8条))である。いま、衣食住のなかで、特に「住」が切実な問題となっている。仮設住宅の建設は、阪神大震災の時と比べても、かなり遅れている。

各地の避難所をまわったが、プライバシーさえ守られず、劣悪な環境下で、被災者の精神的疲労は極限に達していた。政府は優先順位を高めて取り組むべきだろう。「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法25条)は、政局にうつつをぬかす国会を覚醒させる鋭きをもつ法理を磨き上げる必要がある。

第二に、大震災に十分対応できない政府を批判しつつ、他方で「憲法に非常事態条項を盛り込むべきだ」という声が出ていることである。今回、「著しく異常かつ激甚な非常災害」(災害対策基本

法28条の2)として、首相を本部長とする「緊急災害対策本部」が設置された。また、原発事故対処の原子力災害対策本部も設置された。しかし、「災害緊急事態」(同法105条)の布告は行われなかった。阪神大震災の時は関西地方、今回も東北地方が中心だから、なのか。首都圏直下型地震の時にしかこれは使われないのだろうか。

緊急措置を政令で行うことなどを定めるこの仕組みは、それをどう評価するかは別にして、国家緊急権の制度化の側面をもつ。憲法9条との関係で戦争・武力行使の方向には閉じられているが、「地震国の憲法」として、国民の生命・財産を守るため、大災害時に必要な権限の臨時的集中の仕組みは、厳格な要件のもとで許容されるだろう。

だが、震災後の現実には、兎戯的な「政治主導」にこだわる首相の判断で、20あまりの対策本部等が林立し、それぞれ足を引っ張りあう状態が1ヶ月以上続いた。5月になってようやく「乱立震災『本部』3つに」整理された(『朝日』5月6日付夕刊)。「阪神」の時は、首相権限強化が盛んに言われたが、さすがにいまそれを言う人は少ない。改善されるべきはシステムではなく、それを運用できない人と政治である。

第三に、国民の権利制限や負担に関しては、十分な根拠と議論が必要である。津波で家が流され土地を区画整理区域に指定して、その土地に建築制限を課した場合、財産権の制限であり違憲という主張も当然出てこよう。制限の必要性を納得してもらうためにも、地域社会の復興を、できるかぎり地方自治体に担わせることが大切である。

その点で第四に、憲法の地方自治の原則が活かされるべきである。国・地方自治体の広域応援、多種、多様な民間団体、個人ボランティアなどがさまざまな活動を展開してきたが、これは長期的活動に適さない。やがて、応援態勢は終了に向かう。これからの持続的な活動は、地元の自治体を中心になる。だが、大槌町のように町長と職員を失ったところもある。地域コミュニティの担い手の再建は不可欠である。災害の復旧から復興に向かう過程では、救助・救援時の集中モードを解除して、権限を可能な限り地方に委ねることが大切である。「復興基本法」で設置される「復興庁」も、被災地に前方展開して、福島市が仙台市に置かれるべきだろう。

東日本大震災では、自衛隊の活動が目された。憲法の視点からこれをどう診るか。項を改め

て述べておこう。

4 東日本大震災と自衛隊

自衛隊の「主たる任務」は「国」の「防衛」である（自衛隊法3条1項）。災害派遣は「従たる任務」だが、国民の自衛隊支持の中心は実はそこにある。東日本大震災では、自衛隊の「本務」ではなく、その「従たる任務」が全面的に展開されることになった。

初動の救助活動から救援物資の輸送、給水・給食、入浴支援に至るまで、10万6000人態勢という史上空前の災害派遣が行われた。陸自15個師団・旅団の6割以上が動員され、航空機550機、艦艇50隻以上が展開した。この大部隊の指揮は、東北方面総監に一元化された。「有事」（外部からの「武力攻撃事態」）における「統合任務部隊」（JTF）が、災害派遣で初めて編成された。「武力攻撃事態」における仕組みが、大震災で「試用」されたわけである。

震災に便乗して、日米の軍事関係を一気に強化するような動きには警戒が必要だが、広範囲に広がった被災地において救助・救援の活動を行うには、集中投入が必要となる。その点、自衛隊は国内最大の組織的マンパワーをもつ。航空機、艦船、車両による組織的かつ迅速な輸送能力もある。大規模災害の場合、人命救助と災害救援の必要性和緊急性の観点から、その集中投入には、現時点では合理性があった。

これは、阪神大震災の教訓から、災害派遣が、自衛隊の組織、装備、訓練、運用思想の面にさまざまな変化を及ぼしてきたことが指摘できよう。組織的には、災害派遣割当部隊が戦闘職種にも常設されるようになった。また自衛隊の装備は火器・弾薬、車両、施設器材、航空機、通信・電子器材、需品・化学・衛生器材の6つから構成されるが、災害派遣では、火器・弾薬を除いた装備が「転用」されてきた。特に「人命救助システム」は、倒壊家屋にいる人を捜索し、救助するのに有効なエアジャッキや探索用音響探知機、ファイバースコープなど、東京消防庁ハイパーレスキューがもつ高度救助器材を含む。「人命救助」というネーミングも含め、自衛隊の軍用装備の「転用」ではなく、人命救助「専用」の装備と言えよう。

戦闘後方支援として隊員の食事や入浴のための装備（浄水セット、野外炊具、野外洗濯セット、野外

入浴セットなど）も、「阪神」以来、被災者支援の方向で活用されるようになった。訓練面では、「みちのくアラート2008」という本格的な災害派遣訓練を積み重ねていたことも大きい。

運用思想の面から見ると、「国を守る」ことを主たる任務とする「軍」が、「人命救助」という形で個々の国民を守る任務を際立たせていけば、ある種のパラドックスを内包することになる。

そもそも「軍」の本質的属性は「国家」を守ることにあり、個々の国民を守ることではない。憲法9条との関係で、内閣法制局が1954年に「自衛力合憲論」（軍隊や「戦力」は違憲）という解釈を打ち出してから、すでに半世紀が経過した。この「自衛隊は軍隊ではない」という建前は、今日もなお維持されている。「軍」として実態を具備し、アフリカ東部のジブチに初の「海外基地」（『読売新聞』5月28日付夕刊）までもつに至った自衛隊。大震災によってその存続をかけた全力出動を行った結果、国内外の評価を大いに高めることになった。同時に、今後、部内の自己評価にも影響を与えていくことは疑いない。その時、「軍」としてのあり方を強化していくのか、それとも国民に感謝される災害派遣の能力をのぼしていくのか。21世紀型軍隊の「多機能化」という問題にとどまらない、より本質的な議論が求められている。詳しくは、拙稿「史上最大の災害派遣」（『世界』2011年7月号）を参照されたい。

余談だが、藤子プロの公式サイト「ドラえもんチャンネル」（<http://dora-world.com/>）のトップページには、「あなたはけっして一人じゃありません」といった被災地・被災者へのメッセージが掲載されている。また、横山泰行氏（富山大教授）が「ドラえもん」全作品を調査・集計した結果によると、ポッケのなかの道具は1963個あるそうである（『北陸中日新聞』2004年4月2日付）。憲法は、何でも取り出せるポッケではないが、大災害のなかで、そうあってほしいという願いを背負ったものであることもまた確かだろう。そして、ポッケの道具は使い方が肝心である。

なお、被災地報告は、ホームページ（<http://www.asaho.com/>）バックナンバーを参照されたい。

（みずしま・あさほ 早稲田大学教授）

9条改憲論の研究

理念なき改憲論より 高次の現実主義を

「9条改憲論の研究」私はこう読んだ

安倍晋三自民党幹事長らの改憲論議を掲載した本誌二月号の特集「9条改憲論の研究」
それらを批判的に読み解きながら、
筆者は「それでも憲法の方に現実を合わせよ」と主張する。

水島朝穂

早稲田大学法学部教授

本誌二月号は「9条改憲論の研究」という特集を組んでいる。編集部からの依頼は、この特集について論評せよというものである。

諸論稿を一読してまず気づくことは、現在の改憲問題をめぐる議論の政治的文脈をどのように認識するのかという点と、憲法そのものの機能や役割をどのように評価するのかという点について、各論者の理解にかなりの隔たりがあることである。そこで、とくに発言の影響力も大きいと思われる安倍晋

三氏の議論を中心に、右の二点に絞って論評を加えるとともに、九条改憲をめぐる筆者の見解についても若干述べておきたいと思う。

説得力を欠く安倍改憲論

まず、政治的文脈の評価についてである。この点で、安倍氏は、改憲が必要な理由として、時代にそぐわない条文や、



みずしま あさほ 1953年、東京都生まれ。早稲田大学法学部卒。札幌学院大学助教授、広島大学助教授を経て96年から現職。専攻は憲法、法政策論。『現代軍事法制の研究』『武力なき平和』など著書多数。http://www.asaho.com/



新しい価値観が生まれているなかで見直しが必要な条文があることを指摘するとともに、集団的自衛権を行使できるようにすること、日米関係は対等になるとの見通しを語っている。

安倍氏の議論は、全体として、改憲の必要性を何となく提示してはいるが、しかし、安倍氏自身がいかなる国家ビジョンを抱いているのか、そしてそれと現状がどのように相違し、その克服のために本当に改憲という選択肢しかありえないのかなど、目指すべき国家像から改憲の必要性に至るまで、説得力のある根拠は何ら提示されていない。

確かに、安倍氏は、集団的自衛権を行使できるようにし、それによって日米の対等な関係を目指すとするなど、それが改憲目的であるかのように受け取られる発言をしている。しかし、集団的自衛権を行使するというなら、その前提としての国家像の提示が必要であるし、対等な日米関係についても、いかなる意味において対等なのか、また何のための日米関係なのかを語らずして、改憲を論ずることはできないはずである。結局のところ、安倍氏の議論においては、抽象的・観念的な理由から改憲の必要性ばかりが強調されているという印象であった。

近時の改憲論議の焦点については、本誌二月号の愛敬浩二論文が、戦後の改憲論の特徴を歴史的に振り返りつつ、「現在の改憲の目的の核心は、九条改定によって、自衛隊を正真正

銘の軍隊と認め、さらには集団的自衛権の行使を容認して、海外での軍事行動を可能にする点にある」と端的に表現している。この点は、アフガニスタン戦争からイラク戦争へと連なるブッシュ政権の単独行動主義的な「力による支配」を受忍するのか、それとも国連憲章を軸とする国際的な「法の支配」や多国間主義といった国際協調主義の今日的発展形態を追求していくのか、という大きな岐路に私たちが立っていることを意味している。「国益」という融通無碍なマジック・ワードによって集団的自衛権行使がもくろまれてはいるが、その道に行く先を慎重に見極める冷静さが、国民に求められているのである。

なお、安倍氏は集団的自衛権の行使が日米の対等な関係につながると述べているが、これも全く根拠のない主張である。「9・11」以降の米国の動向、とくにイラク戦争に際しての米英同盟の実態などが典型的であるが、米国は一貫して同盟国に対してさえも軍事的イニシアチブは認めていない。米軍は他国の指揮下に入らないとするのは米軍の伝統であるが、日本が外交政策で米国に対して「ノー」と答えたことがないのも日本外交の伝統であろう。そしてこの対応の責は、決して日本国憲法に帰されるべき問題ではない。この点は、レバノン大使を辞した天木直人氏も、本誌二月号の論稿で強調するところである。この点に関する安倍氏の議論は、国民に幻想と誤解を与えかねない。

安易な改憲は権力を暴走させる

次に、憲法そのものの機能・役割についての評価である。この点、もつとも重要なのは、権力抑制原理としての憲法の意義についての認識である。安倍氏は、集団的自衛権は国家としての当然の権利であり、改憲によって政策的選択肢の幅を広げたいという趣旨のことを述べている。あわせて、安倍氏は、集団的自衛権の行使の適否などについては、民意によるチェックがあるのであり、日本の民主主義はそれを果たすのに十分に成熟しているという考えも示している。

そもそも憲法に与えられた機能・役割の第一義的なものは、権力担当者に対して政策的選択肢の幅を限定させることである。この考え方は一般に立憲主義と呼ばれるが、主権者である国民が、時々の権力担当者の暴走を阻むためにあえて障害として設けたものであり、その意味で、立憲主義とは、歴史的に培われてきた人類の英知の一つなのである。安倍氏の議論は、その障害物のハードルをできるかぎり低くして、権力のフリーハンドの範囲を広げたいという趣旨であるが、自らを含む時々の権力担当者の暴走という危険性への自覚はあまりに希薄である。その立憲主義理解について、大きな疑問が残るところである。

この疑問は、安倍氏が自衛権を「自然権」であると主張し

ていることから深まるばかりである。国家は個人とは異なり、「生まれながら」にして自衛権を持つわけではない。自衛権は、その国の憲法によって明示的に根拠を与えられて存在し、かつ行使しうるものである。国連憲章五一条も、各国が憲法によってそのような扱いをしていることを確認したにとどまる。安倍氏のような考え方は、権力担当者の間には少なくないのであるが、しかし国民の側からは警戒が必要である。先にも触れた立憲主義にもかかわるが、国家権力を担う権力担当者は、自明のものとしてあらゆる政策を実施する権限を有するのではない。国民主権のもとでは、憲法によって明示的に授権された権限を、その授権された範囲内で行使できるにすぎないのである。

そして、日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」を国民の決意として宣言し、交戦権の行使を明確に否定している。こうした決意は、先の大戦での侵略への反省と、原爆投下や沖縄戦、各地での空襲などの被害といった国民的体験を基礎としているが、自衛隊のイラク派遣が現実のものとなり、再び日本が戦争犠牲者を生み出しかねない今日、この交戦権否認の意義は改めて強調されてよいだろう。安倍氏は、北朝鮮の脅威など、「外敵」を見いだすことで、疑似的な国民的一体感を演出する主張を一貫して展開しているが、主権者である国民としては、なお権力担当者と主権者との間の埋められない距離に敏感でなけ

ればならないだろう。安倍氏の九条改憲の主張は、憲法によって規制を受ける権力担当者の側からする、安易な規制緩和論にしか聞こえない。

なお、安倍氏は、選挙によって反映された民意によるチェックによって、政府の政策実施の不当は決せられるとも考えているようである。この理解は、事後的に選挙によって与党が再選されれば、それで政府の政策は追認されたとするものである。民意の反映については、今日採用されている小選挙区制度といった選挙制度の特性などもあわせて考慮されなければならぬが、何より、選挙の際に事前に公約として提示されるのが国民に対する責任政治の原則であることは看過されるべきではない。

また、近時の小泉政権の憲法軽視ぶりは、イラク派遣の際の記者会見での前文「つまみ食い」引用でも明らかであるが、世論調査(朝日新聞一月十九日付)で反対が賛成を上回るなかで自衛隊派遣を強行するなど、この政権が民意の尊重をどのように考え、民主主義をそもそもどう理解しているのかは、すでにかなり明確にされているように思われる。

あまりに情緒的な改憲論議

さて、近年の憲法論議を見ていて感ずることがある。それは、議論の仕方にかかわる。憲法そのものよりも、憲法を変

えること自体に妙な力みがあり、なぜ変えるのかという理由が後からついてくるような議論が少なくないことである。こういう議論の仕方を、筆者は、「憲法改正オプセション（強迫観念）」と呼ぶ。そこには、半世紀以上にわたり「この国の「かたち」を形成してきた日本国憲法を、どのように変えていくのかについての哲学がない。現実政治の矛盾を強引に憲法に押しつける、消極的理由づけに満ちている。

改憲の時期や、「憲法改正国民投票法」制定を急ぐ議論にも、結論先取りの思考が窺える。自民党結党五十年を機会に改憲しようという改正時期の逆算など、国の将来にかかわる問題を、特定政党の党派的事情や思い入れで左右するのは不純である。こうした怪しげな議論には乗らないというのが、主権者国民にとっては、当面の賢い選択である。

「半世紀以上たつたのだから、とにかく変えてみよう」といったおおらかな主張から、改正頻度の表面的な比較に基づき、「日本国憲法は一度も改正されない世界最古の憲法だ」とする没歴史的な主張まで、「憲法とは何か」という根本問題に取り組む知的誠実さの感じられない議論が多すぎるように思う。安倍氏も本誌二月号で、「われわれの手で新しい憲法をつくつていこう」という精神こそが、新しい時代を切り開いていくとか「澆刺（はつし）とした気分を醸成していくため」とか述べているが、国の基本を定める法を変えろという議論にしては、あまりに情緒的である。

戦後半世紀にわたって、日本が米国の戦争に直接コミットすることを妨げてきた憲法九条。その歴史的役割は大きい。自衛隊イラク派遣は、「復興支援」という名目ではあるが、客観的には、米国とそれに追隨する諸国（有志連合）による、国際法違反のイラク戦争と、その結果としての占領に担する行為である。「第二次世界大戦以来最大の外国出動」（独紙）が行われるという状況下で、憲法九条を変えよという議論の効果は明らかだろう。この歴史的な局面において、国家の軍事機能に対する厳格な禁止規範を、いわば規制緩和していく道をとるのか否かが、いま鋭く問われているのである。

ところで、論壇やメディアでは、憲法の原理・原則に忠実であろうとして議論を組み立てる者に対して、「現実無視の夢想家」といつて揶揄したり、「憲法をタブー視している」とか「無益な神学論争」といったレッテル張りが横行している。憲法規範と憲法現実の乖離は、誰しも否定できない事実である。問題は、規範と現実の矛盾や乖離をどのように認識し、かつどのような方法でそれを解決していくかという方法論である。

昨年七月十六日、参議院憲法調査会に参考人招致された筆者は、冒頭に、憲法調査会が「日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う」（国会法一〇二条の六）というのならば、安易な規範変更ではなく、違憲の憲法現実を違憲でない方向に近づける地道な調査も必要だろう、と苦言を呈しておいた。

「理念か、それとも現実か」という二項対立ではなく、規範（理念）に反する現実を規範（理念）の方向に徐々に近づけていく努力もまた、現実を踏まえた冷静な思考選択である。規範・理念をより重視する立場を戯画化した上でたたくという手法は、フェアではないだろう。

「タブー視」という言葉についても、表現の自由が保障されたこの国で、憲法を宗教的禁忌の対象にする人など実際に存在するのだろうか。とどのつまり、憲法規範や原理にこだわることを、現実無視の宗教のように描くためのレトリックではないだろうか。

規範と現実の矛盾をどう解決するか

憲法は一国のあり方を定めた最高規範であるが、それに反する現実が生まれ、長期にわたって存在することはありうることである。その場合、規範と現実の矛盾をどのように解決していくかについて、複数の選択肢が存在しうる。裁判所が憲法違反の法律を違憲・無効とするのは一番わかりやすい解決の仕方であり、憲法の規範力回復への近道である（ただ、日本の裁判所（特に最高裁）がそうした役割をきちんと果たしているかについては心もとないが）。他方、現実の方にそろえて規範を変更するという解決法もある。憲法改正である。さらに進めれば、新憲法の制定ということもありうる。

日本国憲法は、「戦争と平和」という事柄に関しては、一切の戦争、武力行使・威嚇を否定し、そのための手段（戦力）を保持しないという徹底した平和主義の方向を選択した。ヒロシマ・ナガサキの体験を踏まえた歴史的決断である。だから、憲法九条と自衛隊の矛盾の併存状態というのは確かに「異様」ではあるが、それは憲法をとりまく政治状況の変化のなかで生まれた、歴史的妥協の産物にはかならない。逆に、憲法九条の規範が存在し続けるがゆえに、自衛隊のあり方にも間接的に影響を及ぼし、「軍隊ではない」という変則的な存在形態により、この半世紀の間、米国が行った戦争に直接参戦しないですんだという事実も否定できないだろう。

思えば、半世紀前の一九五三年十一月十九日、来日中のニクソン副大統領（後の大統領）は、「日本の非武装化は米国の誤りだった」と明言した。朝鮮戦争に日本を参戦させられず（海上保安庁の掃海部隊を除く）、日本再軍備の障害となった憲法九条の「押しつけ」を、米国の権力担当者が「後悔」するというのは、まさに歴史的皮肉といえよう。

そうした「普通でない」状態を改憲によって「すっきり解決」し、「普通に」武力行使を実施できるようにしたい。そうした考え方は、野党のなかにも有力に存在する。民主党は「有事」三法に賛成したが、それを促進した前原誠司衆院議員の発想はその典型といえる。それゆえに「日本のネオコン（新保守主義）」と呼ばれるが、ご自身は「大変心外」と反論して

いる（『諸君』二〇〇三年九月号）。

前原氏は、憲法改正を、「実態的なニーズ」に基づき、「帰納的」に論じていくべきだとする。その点で、憲法九条だけでなく、九八条二項も「ゆるんだゴムバンド」だという。憲法九八条二項は、国際法規の誠実遵守を定めるが、前原氏にかかる、「遵守」というのは強すぎ、「尊重」という形に緩和すべきだ、ということになる。「国際法規の尊重」ならば柔軟にいける、というのが本音らしい。

「イラク戦争」では、米国は国連憲章を守らなかった。小泉政権もまた、国連憲章違反の米国の行動を「理解し、支持します」と、どの国よりも先駆けて表明した。「遵守」を「尊重」に変えれば、九八条二項は単なる「ゴムひも」と化すだろう。ゴムバンドの方はゆるんでいても「締める」機能はかろうじて残っているが、ゴムひもはそのままならばダラリと垂れ下がる「ただのひも」にすぎない。前原氏は「現実のニーズ」を縛ることをしない憲法を構想しているようだが、これでは憲法は、「のびきったゴムひも」になってしまふ。前原氏は「安全保障基本法」の制定によってその弱点をカバーしようというのだが、「基本法」といっても法的な効力は一般の法律と同じである。これでは「歯止めが利かない制度上の欠陥」（前原氏）を重ねる結果になるだけではないのか。「現実のニーズ」の中身の検証なしに、「現実」に無批判に寄り添い、「憲法のゴムひも化」に貢献することになりかねない。最大野党

の安全保障エキスパートには、もう少し「規範」から「現実」を統制・チェックしていくという緊張感を期待したいものである。

九条に基づく「高次の現実主義」を

戦後五十年における知識人の役割について考察した論説のなかで加藤節氏はいう。「歴史の過」への適応をリアリズムの名の下に正当化し、原理への執着をドグマティズムとして切り捨てる傾向がますます強まっているように思われる。……特定の価値に敢えて与し続ける思想のモラルの解体が異論の不在を生むことによって思想の翼賛体制化に結びつくとするれば、われわれは、現在、その危険性の極めて高い時代に生きているといわなければならない」（『政治と知識人』岩波書店）と。

いま、小泉政権のもとで、自衛隊の「普通の軍隊化」の方向は加速度的に進んでいる。そうした現実には軽やかに迎合して、憲法を現実にあわせて変更することを主張する「現実主義者」も増えている。この状況が続けば、加藤氏のいう「思想の翼賛体制化」はさらに進むだろう。

ガリレオ的心境で、「それでも、憲法の方に現実を合わせるべきだ」といいたい。日本国憲法の理念に基づき現実を変えていくことは、途方もないエネルギーと知恵と勇気を必要と

する。だが、憲法の理念の方向に自衛隊を近づけ、軍隊ではない方向に転換するという展望は決して絵空事ではない（筆者自身の「自衛隊解編構想」は、本誌二月号特集の豊秀一論文でも紹介されている）。

冷戦後、常備軍とそれを支える軍需産業は存立の危機に瀕した。だが、地域紛争の「激化」や「9・11」によって息を吹き返し、いま新たな軍拡時代に入ったかに見える。しかし、これは、軍縮・平和の方向への歴史的逆流と見るべきであつて、決して長続きはしないだろう。テロ対策や地域紛争の解決法についても、世界は、憲法九条の示す方向に確実に向かつていくだろう。憲法九条に基づいて、したたかに、しなやかに、軍事化の現実を変えていく「高次の現実主義」（ハイアール・リアリズム）が求められているゆえんである（拙著「同世代への直言」高文研も参照）。

石橋湛山のリアリティー

いま、この国の転換点に立って、今年九月に生誕百二十周年を迎える石橋湛山の言葉に耳を傾けてみたい（『石橋湛山評論集』岩波文庫）。彼は、ある時は、日本外交を批判してこういう。「日本の現在および将来の運命を決する第一義はどこにあるか。徹底した目安がついておらないのである。……」^①において彼らはやむをえず、その時々の日和を見、その時々

の他人の眼色を窺って、行動するほかに道はない」と。ブッシュ政権の単独行動主義にひたすら寄り添い、国際協調主義を損なう小泉政権の対外政策こそ、典型的な「日和を見」「他人の眼色を窺」うものではないだろうか。

米ソ冷戦時代、湛山は、中国やソ連との対話を求めて努力しつつ、軍事力強化の道に警鐘を鳴らした。「国連はまるで無能無力のように悪口をいうものがあるが、私はそうは思わない」として、将来の国連警察軍の創設による集団安全保障の発展をにらみつつ、政府は、国連強化の方向に努力すべきであるとし力説した。「わが国の独立と安全を守るために、軍備の拡張という国力を消耗するような考えでいつたら、国防を全うすることができないばかりでなく、国を滅ぼす。したがって、そういう考え方をもった政治家に政治を託するわけにはいかない」と。

そして湛山はいう。「全人類に率先して先見の明を示した日本人の熱情と誠意を、今こそ嚴肅に、そして高らかに地球の上に呼びかけるべきであろう。……憲法を冷静に読み返す時、私は日本がそのような悪路を踏んで行くことに忍び難いものを感じる」。これが、自由民主党第二代総裁、元内閣総理大臣石橋湛山の言葉である。

（なお、本稿で述べた視点は、筆者のホームページ <http://www.asaho.com/> で毎週更新する「直言」で展開している）^②

日本国憲法改正草案

（現行憲法対照）

自由民主党

平成二十四年四月二十七日（決定）

○日本国憲法改正草案対照表

日本国憲法改正草案	現行憲法
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 天皇(第一条—第八条)</p> <p>第二章 安全保蔵(第九条—第九条の三)</p> <p>第三章 国民の権利及び義務(第十条—第四十条)</p> <p>第四章 国会(第四十一条—第六十四条の二)</p> <p>第五章 内閣(第六十五条—第七十五条)</p> <p>第六章 司法(第七十六条—第八十二条)</p> <p>第七章 財政(第八十三条—第九十一条)</p> <p>第八章 地方自治(第九十二条—第九十七条)</p> <p>第九章 緊急事態(第九十八条—第九十九条)</p> <p>第十章 改正(第百条)</p> <p>第十一章 最高法規(第百一条・第百二条)</p> <p>(前文)</p> <p>日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。</p> <p>我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。</p> <p>日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。</p> <p>我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。</p> <p>日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に</p>

※ 主な(実質的な)修文事項については、「コシツク」で表記

第一章 天皇

(天皇)

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

(皇位の継承)

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

(国旗及び国歌)

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

(元号)

第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。

(天皇の権能)

第五条 天皇は、この憲法に定める國事に関する行為を行い、國政に関する権能を有しない。

除去しようとするや努めてある国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。
われらは、いづれの國家も、自國のことにのみ専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の義務であると信ずる。
日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

〔新設〕

〔新設〕

第四条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行い、國政に関する権能を有しない。

〔削除〕

〔削除〕

(天皇の國事行為等)

第六條 天皇は、國民のために、國會の指名に基づいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長である裁判官を任命する。

2| 天皇は、國民のために、次に掲げる國事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 國會を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行を公示すること。
- 五 國務大臣及び法律の定めるその他の國の公務員の任免を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 全權委任状並びに大使及び公使の信任状並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外國の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行うこと。

3| 天皇は、法律の定めるところにより、前二項の行為を委任することができる。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその國事に関する行為を行う。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 國會を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 國會議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外國の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

第四條 (略)

② 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を委任することができる。

4 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言による。

5 第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。

(摂政)

第七条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名で、その国事に関する行為を行う。

2 第五条及び前条第四項の規定は、摂政について準用する。

(皇室への財産の譲渡等の制限)

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与するには、法律で定める場合を除き、国会の承認を経なければならぬ。

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほかに、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保す

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

[新設]

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

[新設]

るために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4) 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5) 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合において、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第九條の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第三章 国民の権利及び義務

(日本国民)

第十條 日本国民の要件は、法律で定める。

(基本的人権の享有)

第十一條 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

(国民の責務)

第十二條 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

(人としての尊重等)

第十三條 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福

[新設]

第三章 国民の権利及び義務

第十條 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一條 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二條 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三條 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び

追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

(法の下の平等)

第十四条 全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2| 華族その他の貴族の制度は、認めない。

3| 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(公務員の選定及び罷免に関する権利等)

第十五条 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。

2| 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3| 公務員の選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。

4| 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。

(請願をする権利)

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願をする権利を有する。

2| 請願をした者は、そのためにいかなる差別待遇も受けない。

(国等に対する賠償請求権)

第十七条 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体その他の公共団体

幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求め

に、その賠償を求めることができる。

(身体の拘束及び苦役からの自由)

第十八条 何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。

2) 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、保障する。

(個人情報の不当取得の禁止等)

第十九条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

2) 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3) 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

(表現の自由)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2) 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

ることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

[新設]

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

[新設]

3| 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

〔国政上の行為に関する説明の責務〕
第二十一条の二 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。

〔居住、移転及び職業選択等の自由等〕
第二十二条 何人も、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2| 全て国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。

〔学問の自由〕
第二十三条 学問の自由は、保障する。

〔家族、婚姻等に関する基本原則〕
第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

2| 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

3| 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権等〕
第二十五条 全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2| 国は、国民生活のあらゆる側面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔環境保全の責務〕
第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔新設〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔新設〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔新設〕

することができるようその保全に努めなければならない。

〔在外国民の保護〕

第二十五条の三 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。

〔犯罪被害者等への配慮〕

第二十五条の四 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。

〔教育に関する権利及び義務等〕

第二十六条 全て国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。

2 全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、無償とする。

3 国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。

〔勤労者の権利及び義務等〕

第二十七条 全て国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律で定める。

3 何人も、児童を酷使してはならない。

〔勤労者の団結権等〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。

2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔新設〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔新設〕

(財産権)

第二十九条 財産権は、保障する。
 2| 財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように、法律で定める。この場合において、知的財産権については、国民の知的創造力の向上に資するように配慮しなければならない。
 3| 私有財産は、正当な補償の下に、公共のために用いることができる。

(納税の義務)

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

(適正手続の保障)

第三十一条 何人も、法律の定める適正な手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を有する。

(逮捕に関する手続の保障)

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、裁判官が発し、かつ、理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁に関する手続の保障)

第三十四条 何人も、正当な理由がなく、若しくは理由を直ちに告げられることなく、又は直ちに弁護人に依頼する権利を与えられないことなく、抑留され、又は拘禁されない。

2| 拘禁された者は、拘禁の理由を直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示すことを求める権利を有する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(住居等の不可侵)

第三十五条 何人も、正当な理由に基づいて発せられ、かつ、捜索する場所及び押収する物を明示する令状によらなければ、住居その他の場所、書類及び所持品について、侵入、捜索又は押収を受けない。ただし、第三十三条の規定により逮捕される場合は、この限りでない。

2| 前項本文の規定による捜索又は押収は、裁判官が発する各別の令状によつて行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する。

(刑事被告人の権利)

第三十七条 全て刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2| 被告人は、全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3| 被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。

(刑事事件における自白等)

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2| 拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。

3| 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされない。

(遡及処罰等の禁止)

第三十九条 何人も、実行の時に違法ではなかつた行為又は既に無

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2| 捜索又は押収は、権限を有する司法官窓が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2| 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3| 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2| 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3| 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に違法であつた行為又は既に無罪と

罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。

(刑事補償を求める権利)

第四十条 何人も、抑留され、又は拘禁された後、裁判の結果無罪となつたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

(国会と立法権)

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

(両議院)

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院で構成する。

(両議院の組織)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する。

2) 両議院の議員の定数は、法律で定める。

(議員及び選挙人の資格)

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。この場合においては、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

(衆議院議員の任期)

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。ただし、衆議院が解散された場合には、その期間満了前に終了する。

(参議院議員の任期)

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半

された行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半

数を改選する。

(選挙に関する事項)

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。

(両議院議員兼職の禁止)

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員となることはできない。

(議員の歳費)

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

(議員の不逮捕特権)

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があるときは、会期中釈放しなければならない。

(議員の免責特権)

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。

(通常国会)

第五十二条 通常国会は、毎年一回召集される。

2 通常国会の会期は、法律で定める。

(臨時国会)

第五十三条 内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があつたときは、要求があつた日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない。

数を改選する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

[新設]

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

(衆議院の解散と衆議院議員の総選挙、特別国会及び参議院の緊急集会)

第五十四条 衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。

2) 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別国会が召集されなければならない。

3) 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

4) 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。

(議員の資格審査)

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟があるときは、これについて審査し、議決する。ただし、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(表決及び定足数)

第五十六条 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2) 両議院の議決は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければすることができない。

(会議及び会議録の公開等)

第五十七条 両議院の会議は、公開しなければならない。ただし、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2) 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で

(新設)

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

2) 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3) 前項ただし書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2) 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2) 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で

特に秘密を要すると認められるものを除き、これを公表し、かつ、
 ③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、こ
 れを会議録に記載しなければならない。

(役員を選任並びに議院規則及び懲罰)

第五十八條 兩議院は、各々の議長その他の役員を選任する。
 ② 兩議院は、各々の会議その他の手続及び内部の規律に関する
 規則を定め、並びに院内の秩序を乱した議員を懲罰することがで
 きる。ただし、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の
 多数による議決を必要とする。

(法律案の議決及び衆議院の優越)

第五十九條 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いて
 ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案
 は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき
 は、法律となる。
 ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が兩議院の
 協議會を開くことを求めることを妨げない。
 ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会
 中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、
 参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

(予算案の議決等に関する衆議院の優越)

第六十條 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。
 ② 予算案について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に
 おいて、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても
 意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案
 を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決
 しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

(条約の承認に関する衆議院の優越)

特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ
 ③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、こ
 れを会議録に記載しなければならない。

第五十八條 兩議院は、各々の議長その他の役員を選任する。

② 兩議院は、各々の会議その他の手続及び内部の規律に関する
 規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することがで
 きる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多
 数による議決を必要とする。

第五十九條 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いて

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案
 は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき
 は、法律となる。
 ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、兩議院
 の協議會を開くことを求めることを妨げない。
 ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会
 中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、
 参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十條 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、
 法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一
 致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つ
 た後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないとき
 は、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔内閣総理大臣等の議院出席の権利及び義務〕

第六十三条 内閣総理大臣及びその他の國務大臣は、議案について發言するため兩議院に出席することができる。

2) 内閣総理大臣及びその他の國務大臣は、答弁又は説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。

〔弾劾裁判所〕

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2) 弾劾に関する事項は、法律で定める。

〔政党〕

第六十四条の二 国は、政党が議會制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。

2) 政党の政治活動の自由は、保障する。

3) 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。

第五章 内閣

〔内閣と行政権〕

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条 内閣総理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

〔新設〕

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に属する。

(内閣の構成及び国会に対する責任)

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣及びその他の國務大臣で構成する。

2| 内閣総理大臣及び全ての國務大臣は、現役の軍人であつてはならない。

3| 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負う。

(内閣総理大臣の指名及び衆議院の優越)

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。

2| 国会は、他の全ての案件に先立つて、内閣総理大臣の指名を行わなければならない。

3| 衆議院と参議院とが異なつた指名をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名をしないときは、衆議院の指名を国会の指名とする。

(國務大臣の任免)

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。この場合において、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。

2| 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

(内閣の不信任と総辞職)

第六十九条 内閣は、衆議院が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

〔内閣総理大臣が欠けたとき等の内閣の総辞職等〕
 第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならぬ。

2) 内閣総理大臣が欠けたとき、その他これに準ずる場合として法律で定めるときは、内閣総理大臣があらかじめ指定した國務大臣が、臨時に、その職務を行う。

〔総辞職後の内閣〕

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまでの間は、引き続き、その職務を行う。

〔内閣総理大臣の職務〕

第七十二条 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。

2) 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、並びに一般國務及び外交関係について国会に報告する。

3) 内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。

〔内閣の職務〕

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。ただし、事前に、やむを得ない場合は事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、国の公務員に関する事務をつかさどること。
- 五 予算案及び法律案を作成して国会に提出すること。
- 六 法律の規定に基づき、政令を制定すること。ただし、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、義務を課し、

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならぬ。

〔新設〕

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔新設〕

〔新設〕

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。

- 一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、

又は権利を制限する規定を設けることができない。
七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

(法律及び政令への署名)

第七十四条 法律及び政令には、全て主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

(國務大臣の不訴追特権)

第七十五条 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、公訴を提起されない。ただし、國務大臣でなくなつた後に、公訴を提起することを妨げない。

第六章 司法

(裁判所と司法権)

第七十六条 全て司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2| 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、最終的な上訴審として裁判を行うことができない。

3| 全て裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(最高裁判所の規則制定権)

第七十七条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

2| 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

3| 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

(裁判官の身分保障)

第七十八条 裁判官は、次条第三項に規定する場合及び心身の故障

ては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章 司法

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、最終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執

のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、第六十四条第一項の規定による裁判によらなければ罷免されない。行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができない。

〔最高裁判所の裁判官〕

第七十九条 最高裁判所は、その長である裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官で構成し、最高裁判所の長である裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。

2 最高裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。

3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。

4 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

5 最高裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額できない。

〔下級裁判所の裁判官〕

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。その裁判官は、法律の定める任期を限つて任命され、再任されることができる。ただし、法律の定める年齢に達した時には、退官する。

2 前条第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の報酬について準用する。

〔法令審査権と最高裁判所〕

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終的な上訴

ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

⑦ 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終裁判所で

密裁判所である。

〔裁判の公開〕

第八十二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。

2) 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。

第七章 財政

〔財政の基本原則〕

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。

2) 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。

〔租税法律主義〕

第八十四条 租税を新たに課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを必要とする。

〔国費の支出及び国の債務負担〕

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

〔予算〕

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け、議決を経なければならない。

2) 内閣は、毎会計年度中において、予算を補正するための予算案を提出することができる。

3) 内閣は、当該会計年度開始前に第一項の議決を得られる見込み

ある。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行行使しなければならない。

〔新設〕

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

〔新設〕

〔新設〕

がないと認めるときは、暫定期間に係る予算案を提出しなければならない。

4 毎会計年度の予算は、法律の定めるところにより、国会の議決を経て、翌年度以降の年度においても支出することができる。

(予備費)

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 全て予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

(皇室財産及び皇室の費用)

第八十八条 全て皇室財産は、国に属する。全て皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を経なければならない。

(公の財産の支出及び利用の制限)

第八十九条 公金その他の公の財産は、第二十条第三項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。

2 公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。

(決算の承認等)

第九十条 内閣は、国の収入支出の決算について、全て毎年会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに両議院に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。

3 内閣は、第一項の検査報告の内容を予算案に反映させ、国会に対し、その結果について報告しなければならない。

(新設)

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。
〔新設〕

〔財政状況の報告〕

第九十一条 内閣は、国会に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

〔地方自治の本旨〕

第九十二条 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。

2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。

〔地方自治体の種類、国及び地方自治体の協力等〕

第九十三条 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。

2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。

3 国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は、相互に協力しなければならない。

〔地方自治体の議会及び公務員の直接選挙〕

第九十四条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他の重要事項を議決する機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であつて日本国籍を有する者が直接選挙する。

〔地方自治体の権能〕

第九十五条 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

〔新設〕

〔新設〕

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

〔新設〕

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

(地方自治体の財政及び国の財政措置)

第九十六条 地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもつて充てらるることを基本とする。

- 2 国は、地方自治体において、前項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき業務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならぬ。
- 3 第八十三条第二項の規定は、地方自治体について準用する。

(地方自治特別法)

第九十七条 特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法は、法律の定めるところにより、その地方自治体の住民の投票において有効投票の過半数の同意を得なければ、制定することができない。

第九章 緊急事態

(緊急事態の宣言)

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

- 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続したるときは、百日を超えて宣言を継続し、事前に国会

[新設]

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

[新設]

の承認を得なければならぬ。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替へるものとする。

〔緊急事態の宣言の効果〕

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができ

る。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならぬ。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

第十章 改正

第一百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならぬ。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。

〔新設〕

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十一章 最高法規

〔削除〕

〔憲法の最高法規性等〕

第百一条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護義務〕

第百二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。
2 国会議員、國務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

附則

〔施行期日〕

1 この憲法改正は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（施行に必要な準備行為）
2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。
（適用区分等）
3 改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段（改正後の第八十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の

の裁判官の報酬についても適用する。

4 この憲法改正の施行の際現に在職する下級裁判所の裁判官については、その任期は改正前の日本国憲法第八十条第一項の規定による任期の残任期間とし、改正後の日本国憲法第八十条第一項の規定により再任されることが出来る。

5 改正後の日本国憲法第八十六条第一項、第二項及び第四項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される予算案及び予算から、同条第三項の規定はこの憲法改正の施行後に提出される同条第一項の予算案に係る会計年度における暫定期間に係る予算案から、それぞれ適用し、この憲法改正の施行前に提出された予算及び当該予算に係る会計年度における暫定期間に係る予算については、なお従前の例による。

6 改正後の日本国憲法第九十条第一項及び第三項の規定は、この憲法改正の施行後に提出される決算から適用し、この憲法改正の施行前に提出された決算については、なお従前の例による。

者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてある者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

憲法改正推進本部

平成23年12月20日現在
(平成21年12月4日設置)

本部長

保利耕輔

最高顧問

麻生太郎 安倍晋三 福田康夫 森喜朗

顧問

古賀誠 中川秀直 野田毅

谷川秀善 中曽根弘文

関谷勝嗣 中山太郎 船田元 保岡興治

副会長

石破茂 木村太郎 中谷元 平沢勝栄
古屋圭司

小坂憲次 中川雅治 溝手顕正

事務局長

中谷元

事務局次長

井上信治 近藤三津枝
磯崎陽輔 岡田直樹

(役員の並びは、五十音順)

憲法改正推進本部 起草委員会

平成23年12月22日

委員	長	中	谷	元	
顧問		保	利	耕	輔
		小	坂	憲	次
幹事		川	口	順	子
		中	川	雅	治
		西	田	昌	司
委員		井	上	信	治
		石	破	太	茂
		木	村	三	郎
		近	藤	津	枝
		柴	山		<兼務>
		田	村	彦	久
		棚	橋	文	直
		中	川	毅	栄
		野	田	司	
		平	沢		
		古	屋	勝	
				圭	
		有	村	治	子
		磯	崎	陽	輔
		衛	藤	晟	<兼務>
		大	家	敏	一
		片	山	さ	志
		佐	藤	正	き
		中	根	弘	久
		藤	川	政	文
		古	川	俊	人
		丸	山	和	治
		山	谷	え	也
		若	林	り	子
				健	太
事務局長		磯	崎	陽	輔
事務局次長		近	藤	三	津

時標

年の4分の1を八ヶ岳南麓で過ごす。仕事場から見える甲斐駒ヶ岳。その四季折々の表情に魅せられている。原稿書きの合間に、とにかく歩く。信玄権道も好みのコースの一つである。

昨秋、「甲州法度之次第」の写しを、権道の岩に腰をお

ろして熟読した。全55カ条後に2カ条追加)。結びの条文は音読した。

「晴信儀其の外の法度以下に於て、旨趣相違の事あらば、貴賤を撰はず、目安を以て申すべし、時宜に依つて其の覚悟すべきものなり」

武田晴信(信玄)自身が法

に拘束されることを前提に、それに反することを行使は、身分を問わず訴訟を提起することができる。君主の自己抑制による君主有限の思考と異なる。分国法のなかで、これまで権力者の法拘束を明確にしたものも珍しい。家臣の駒井政武が起草したというが、信玄はどこまで法拘束に自覚的であったのか、また実際、そのような訴えがあったのか。興味は尽きない。

さて、話は一気に現代に。今月18日、憲法改正手続法(国民投票法)が施行される。そのことを知っている人がどれだけいるだろうか。

3年前、当時の安倍晋三首相が「私の任期中に改憲を」と、参院憲法調査特別委員会に出席して発言を繰り返した。また国対関係者に採決を急がせ、強引に成立に持ち込んだ

信玄法度から憲法を考える



水島 朝徳
早稲田大教授

という経緯がある。

そもそも憲法改正の発議は国会が行う。改正手続法も議員提出法案なのに、首相が強いイニシアチブを發揮した。異例づくめだった。その無理がたつて、問題点は山積み。結局、採決時に18項目の「付帯決議」が行われた。

そこには、「最低投票率(低投票率で憲法改正が行われないうようにする工夫)の検討や投票権者の年齢(18歳成年)の条件整備と並んで、国民投票運動規制に関連して、意見表明の自由や学問・教育の自由を侵害しないよう慎重な運用が言われている。また、「罰

則の)構成要件の明確化を図ることが求められている。だが一体、学問の自由を侵害する可能性のある法律とはどんなものなのか。また、いかなる行為が犯罪となるかを定める「構成要件」が曖昧なままでは、憲法上の問題を惹起する欠陥法律であることを告白しているようなものだ。

しかし、国会議員にはそうした問題への自覚があまりにない。せめて施行までの3年の間に、付帯決議の自身をしつかり検討して、手当てをしておくべきだった。それゆえ私は、この法律の施行は延期すべきだと考えている。

もっとも、政治家は今、憲法改正どころではないというのが本音かもしれない。国民も同様だろう。

「読売新聞」4月9日付の世論調査でも、憲法改正賛成は43%で、昨年の52%から大きく減少した。読売は「政治の混迷で改正論しほむ」とほやいているが、憲法改正に賛成か、反対かを問うこと自体、実は無意味なのである。

改正条項を持つ以上、憲法は自らの改正を予定している。問題は、憲法の「いかなる」条文を「どのように」改めるか、にある。その際、憲法により拘束される権力側からの改憲提起には、まずは疑いの眼差しを向けてみるのが肝要だろう。

憲法は権力者を拘束し、制限する規範である。改憲が憲法を言う前に、そもそも憲法とはいかなるものかについての理解を深めることこそが、実は憲法を「守る」ことにつながるのではないか。

信玄権道を歩きながらの思索は続く。

みずしま・あさほさん

1953年東京生まれ。札幌学院大、広島大助教授を経て96年から早稲田大法学学術院教授(憲法・法政策論)。法学博士。著書に「憲法『私』論」(小学館)、「時代を読む」(拓植書房新社)など多数。北杜市に仕事場を持つ。ホームページのアドレスは<http://www.asaho.com/>

憲法をめぐる主な

1945年	10月24日	開憲
46年	2月13日	憲法改正案が国民投票で否決
	3月6日	政府が日本国憲法を公布
	11月3日	日本国憲法が正式に施行
47年	5月3日	日本国憲法が正式に施行
50年	6月25日	国民投票で憲法改正案が否決
	8月10日	国民投票で憲法改正案が否決
51年	9月8日	国民投票で憲法改正案が否決
52年	10月15日	国民投票で憲法改正案が否決
54年	7月1日	国民投票で憲法改正案が否決
55年	11月15日	国民投票で憲法改正案が否決
56年	12月18日	国民投票で憲法改正案が否決
57年	8月13日	国民投票で憲法改正案が否決
60年	5月20日	国民投票で憲法改正案が否決
67年	4月21日	国民投票で憲法改正案が否決
	12月11日	国民投票で憲法改正案が否決
72年	5月15日	国民投票で憲法改正案が否決
76年	2月27日	国民投票で憲法改正案が否決
78年	11月27日	国民投票で憲法改正案が否決
89年	12月3日	国民投票で憲法改正案が否決
91年	1月17日	国民投票で憲法改正案が否決
	4月24日	国民投票で憲法改正案が否決
92年	6月15日	国民投票で憲法改正案が否決
94年	7月29日	国民投票で憲法改正案が否決
96年	1月17日	国民投票で憲法改正案が否決
96年	4月12日	国民投票で憲法改正案が否決
97年	4月17日	国民投票で憲法改正案が否決
97年	9月23日	国民投票で憲法改正案が否決
99年	5月24日	国民投票で憲法改正案が否決
	8月9日	国民投票で憲法改正案が否決
	1月20日	国民投票で憲法改正案が否決
01年	9月11日	国民投票で憲法改正案が否決
	10月29日	国民投票で憲法改正案が否決
02年	7月29日	国民投票で憲法改正案が否決
03年	11月2日	国民投票で憲法改正案が否決
	3月24日	国民投票で憲法改正案が否決
	6月6日	国民投票で憲法改正案が否決
01年	7月26日	国民投票で憲法改正案が否決
01年	2月3日	国民投票で憲法改正案が否決
06年	10月28日	国民投票で憲法改正案が否決
	10月31日	国民投票で憲法改正案が否決
06年	7月17日	国民投票で憲法改正案が否決
07年	11月9日	国民投票で憲法改正案が否決
	4月25日	国民投票で憲法改正案が否決
	5月14日	国民投票で憲法改正案が否決
	8月7日	国民投票で憲法改正案が否決
10年	5月18日	国民投票で憲法改正案が否決
11年	3月11日	国民投票で憲法改正案が否決
	11月17日	国民投票で憲法改正案が否決
	11月28日	国民投票で憲法改正案が否決
	12月27日	国民投票で憲法改正案が否決
12年	4月27日	国民投票で憲法改正案が否決
	12月26日	国民投票で憲法改正案が否決

「其の独立を取り戻す。自身で(憲法の)基本を作り直していく必要が(13年、安倍首相自任)」

西修さん

駒沢大名誉教授



憲法改正をめぐる、立憲主義の立場から「憲法は国家権力を縛る法であり、安易な改憲は許されない」との指摘が、一方で、国民が国づくりに参画し、これは18世紀末の絶対君主からの解放を目指す初歩立憲主義の古い考えのからみを生み出している。憲法改正をめぐり、立憲主義の立場から「憲法は国家権力を縛る法であり、安易な改憲は許されない」との指摘が、一方で、国民が国づくりに参画し、これは18世紀末の絶対君主からの解放を目指す初歩立憲主義の古い考えのからみを生み出している。

専門家に聞く

水島朝穂さん

早大教授



憲法は権力を拘束し、制限するものだ。ところが一番のポイントは、自衛隊が憲法に違反していても、自衛隊は自衛隊として活動し、国民はそれを容認している。憲法は権力を拘束し、制限するものだ。ところが一番のポイントは、自衛隊が憲法に違反していても、自衛隊は自衛隊として活動し、国民はそれを容認している。

96条改正 まず焦点

憲法96条

この憲法の改正は、各議院の議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれを議決し、国民に提案し、その承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を要する。

国民意思問いやすく

国民と国民は、国づくりにため力を合わせる関係にある。自衛隊の「憲法改正案」を問いやすいシステムを要する必要がある。国民と国民は、国づくりにため力を合わせる関係にある。自衛隊の「憲法改正案」を問いやすいシステムを要する必要がある。

権力統制の本質覆す

国民を縛るもの、との姿勢を前面に出している。それのみならず、あつは、東大生まれ、札幌医科大学教授、早大教授、法政大学教授、早稲田大学教授、立憲主義を唱える。国民を縛るもの、との姿勢を前面に出している。それのみならず、あつは、東大生まれ、札幌医科大学教授、早大教授、法政大学教授、早稲田大学教授、立憲主義を唱える。

国民投票法

「三つの宿題」実現難しく

国民投票法は、第一次安倍政権時代の2007年5月、野党の反対を押し切る形で成立。「三つの宿題」とは、10年の国民投票までには公職選挙法で定める選挙権年齢や民法の成人年齢の「18歳以上」への引き上げの公職選挙法に関する改定、国民投票の国民投票の対案を改定以外に採り、法廷裁断などを要するよう求めたもの。しかし、国会の憲法審査会の体制整備が遅れたことなどあり、いざいざと議論が出ていない。自衛隊内には(民法などの)成人年齢引き上げが間に合わない。成人年齢引き上げが間に合わない。成人年齢引き上げが間に合わない。

日本の憲法改正の流れ

憲法改正案の国民投票

提出者の数、賛成100人以上もしくは賛成50人以上の賛成が必要

憲法審査会

憲法審査会 出席議員の過半数の賛成で憲法

本会議 出席議員の3分の2以上の賛成で可決

国会が憲法改正案を国民に提案

60~180日間の広報、周知期間

国民投票

有効投票総数の過半数の賛成で承認

憲法改正成立

ホテルオークラ札幌

TEL(011)251-2222

http://www.hotel.or.jp

サンクスランチ

4月25日(日)の衆議院憲法審査会

4月25日(日)の衆議院憲法審査会

Okura

HOTELS & RESORTS

ホテルオークラ札幌

TEL(011)251-2333

G・W

ブルランチ

特別メニュー

ソフコクリューム

フアウンテン

定額人気!

ローストビーフ

オムライスも!

東京ドーム

ホテル札幌

TEL(011)251-2222

500円

オムライス

GW

お祝い

お祝い

ホテルオークラ札幌

TEL(011)251-2222

サンクスランチ

4月25日(日)の衆議院憲法審査会

Okura

HOTELS & RESORTS

ホテルオークラ札幌

G・W

ブルランチ

特別メニュー

東京ドーム

ホテル札幌

500円

オムライス

GW

